

## 教育費を誰がどう負担するのか？

### —投資効果が不確実な中で求められる金融サービスの活用—

宮本 佐知子

#### 要 約

1. 如何にして人的資源の価値を高めるのか？そのための教育をどうするか？という命題は、近年、日本のみならず主要先進国で重要な政策課題になっているが、実務的な議論になったときに教育費用の手当が大きな問題となることが多い。ここで教育費負担に関して主要先進国と比較すると、日本の特徴は家計負担が重く、特に大学段階での負担が重い点であることがわかった。
2. 日本での大学教育の投資収益率を計算すると、過去 20 年以上にわたり、大学教育への投資は他の投資先と比べて有利であった。このことから家計は重い教育費負担に耐えてきたと解釈できる。しかし、大学全入時代の到来や労働市場の変化に伴い、今後も教育投資が高い収益率を上げられるのか不確かになっている。このような中、各々の個人は、①自らの資産を子供に遺産として残すか、②子供に生前贈与の一環である「教育」を授けるか、という選択肢について改めて考えることを実は迫られているのである。
3. 社会全体という視点で考えると、次世代への遺産として、学ぶ機会の提供とそのため的手段確保は重要な政策課題である。その意味で、日本の大学教育段階における学生援助制度は、改善の余地が大きいと言えよう。米国における学生援助制度は、援助主体も手法も多様であり、改善へ向けた議論や改革が盛んに行われている点でも、わが国の学生援助制度にとって大いに参考となる。
4. 本稿では現地取材も踏まえて、米国の学生援助制度の発展経緯、現在の援助制度、そして最近の議論や課題を紹介し、制度の全体像を捉えやすくすることで、わが国への示唆を考える材料としたい。このときの日本への示唆として、学生ローン回収のための施策の導入、税制優遇の教育資金積立てプランの創設、公的給付奨学金の整備などが考えられよう。

## I. 家計負担の大きい日本の教育費

### 1. 重要な政策課題となる「教育」

如何にして人的資源の価値を高めるのか？  
そのための教育をどうするのか？という命題

は、近年、日本のみならず主要先進国で重要な政策課題になっている。主要国首脳、例えば英国ブレア首相は「第一に教育、第二に教育、そして第三に教育」、米国ブッシュ大統領は「教育は私の政策の最重要課題である」など、教育を重視する発言がなされている。

日本でも、少子高齢化が進む中で経済成長を維持するため、人材育成を通じて一人当たりの生産性を高めることが安倍政権の最重要課題の一つに挙げられている。日本経済はこれまで既に多大な資本蓄積を行ってきたが、資本の生産能力を最大限に引き出すのは人的資本の質次第である。一般に、一人当たり教育支出が高い国は一人当たり GDP が高いという傾向が見られ、米国が最大の教育支出国となっている（図表 1）。

## 2. 実務的な議論の焦点：誰が教育費を負担しているのか？

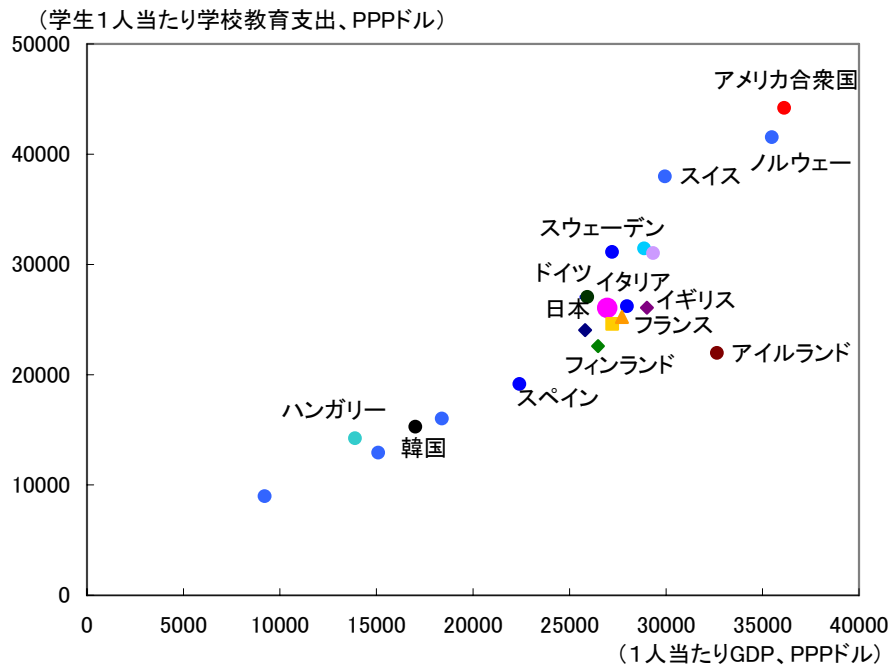
教育に関して実務的な議論になった時、教育費用の手当てが大きな問題となることが多い。つまり、教育費の金額もさることながら、それを誰がどのように負担しているのか、という問題である。図表 2 左側は、全就学段階の教育支出総額が、政府、家計、その他民間部門の間において、どのような割合で負担さ

れているのかを比較したものであるが、日本では家計の負担割合が 23.1%と、OECD 主要国に比べて比較的高いことがわかる。

この部門間の負担割合が就学段階別にどう変わるのかを図表 2 右側で確認すると、初等・中等教育段階では日本（政府負担 91.3%）は OECD 平均（同 92.7%）とほぼ同じである。しかし高等教育（大学以上）段階においては、日本（政府負担 39.7%）と、OECD 平均（同 76.4%）とを比較すると、日本では家計の負担が特に大きいことがわかる。

さらに、政府の教育支出の内訳を見ると（図表 3）、日本では高等教育段階の家計・学生への補助に関して、給付（奨学金）に比べて貸与（ローン）が圧倒的に大きく、日本の家計の実質的な負担は他国よりも大きくなっている。

図表 1 教育支出と一人当たり GDP



(注) 1. 就学前教育から高等教育までの学校教育費合計を示してある。

2. PPPドルは購買力平価のドルレートである。

(出所) OECD統計より野村資本市場研究所作成

図表 2 就学段階別の教育支出の公私負担割合

	全就学段階合計			内訳					
	政府	民間		初等・中等教育			高等教育		
		家計	その他	政府	家計	その他	政府	家計	その他
オーストラリア	73.9	19.6	6.5	83.7	13.7	2.6	48	34.8	17.2
カナダ	77.4	10.4	12.2	91.3	3.7	5	56.4	20.6	23
フィンランド	97.9	x	x	99.2	x	x	96.4	x	x
フランス	90.4	7.1	2.6	92.4	6	1.6	81.3	11.8	6.9
ドイツ	82.6	x	11	82.1	x	16.3	87.1	x	x
イタリア	91.9	6.4	1.7	97.1	2.8	0.1	72.1	18.9	9
日本	74.1	23.1	2.8	91.3	7.7	0.9	39.7	60.3	n
イギリス	84	13.9	2.1	86.5	13.5	0	70.2	18.5	11.2
アメリカ	72.3	19.9	7.8	91.9	x	x	42.8	36.7	20.4
OECD平均	88	~	~	92.7	~	~	76.4	~	~

(注) 数字は 2003 年。表中の記号「x」は合計値に含まれているもののその項目だけの金額が不明であることを、「n」は無視できるほど小さいことを、「~」は計算不能であることを示す。

(出所) OECD 統計

図表 3 政府の教育支出内訳

	初等・中等教育								高等教育						
	教育機関補助	民間補助						教育機関補助	民間補助						
		家計補助			その他	民間合計	民間合計の対GDP比		家計補助			その他	民間合計	民間合計の対GDP比	
給付	貸与	小計	給付	貸与				小計	給付	貸与	小計				
オーストラリア	96.9	3.1	0	3.1	0	3.1	0.11	65	13.5	21.5	35	0	35	0.4	
カナダ	m	m	a	m	m	m	m	78	16.8	3.9	20.7	1.3	22	0.38	
フィンランド	96.7	3.2	0	3.2	0.1	3.3	0.13	82.1	17.4	0	17.4	0.5	17.9	0.37	
フランス	96.9	3.1	a	3.1	a	3.1	0.12	91.8	8.2	a	8.2	a	8.2	0.1	
ドイツ	95.2	4.8	0	4.8	0	4.8	0.15	82.8	13.5	3.7	17.2	0	17.2	0.2	
イタリア	98	2	0	2	0	2	0.07	83	17	0	17	0	17	0.14	
日本	99.8	m	0.2	0.2	0	0.2	0.01	81.4	2.4	16.2	18.6	0	18.6	0.11	
イギリス	99.8	0.2	0	0.2	0	0.2	0.01	75.3	1.6	23.2	24.7	0	24.7	0.26	
アメリカ	100	0	0	0	0	0	0	82.2	13.9	3.9	17.8	a	17.8	0.26	
OECD平均	96.7	2.9	0.4	3.2	0.2	3.3	0.14	83.1	9.8	7.1	16.6	0.3	16.9	0.25	

(注) 1. 数字は 2003 年。表中の記号「m」はデータが不明であることを、「a」は制度がないため該当するデータがないことを示す。  
 2. 政府から民間補助の中には、授業料に当てられる補助金など教育機関に対して間接的に支出されるものだけでなく、学生の生活費に当てられる補助金など教育機関とは関係のないものもある。

(出所) OECD 統計

## II. 大学進学 of 損得

### 1. 大学進学 of 投資収益率

次に、家計の高等教育への支出が負担に見合ったものであるかを学歴と卒業後の収入との関係から検証してみたい。

具体的には、大学へ進学しなかった場合に比べて、進学した場合に余分に得られた賃金

を「教育投資の収益」と考える。「投資費用」としては、大学進学にかかる教育費用（授業料や学校納付金、通学費など）と、大学へ行かずに働いていれば稼げたはずの賃金を考える。

これらの投資収益と費用を用いて、「教育の投資収益率」を計算することにより、大学教育支出がコストに見合うリターンをあげているのかを検討した。直近の統計によると、

新規学卒から 60 歳の定年まで同一企業で働く標準労働者の場合、男性の平均生涯賃金は、高卒者が 2 億 5500 万円、大卒者が 2 億 8900 万円である。転職経験者も含めた一般労働者の場合、高卒者が 2 億 1000 万円、大卒者が 2 億 3500 万円である（図表 4）。そのため、大卒と高卒の生涯賃金差（＝投資収益）は順に 3400 万円、2500 万円である。

一方、授業料・学校納付金等の平均学費は 4 年間で約 500 万円、18 歳から 22 歳までの期間に大学へ行かずに働いていれば得られたはずの平均所得は 4 年間で約 1000 万円であることから、投資費用総額は約 1500 万円である。

これらの費用と収益を現在価値に割り引いた時に一致する収益率の推移を計算したものが図表 5 である。これによると、大学教育費がもたらす収益率は、例えば男性の場合、過去 20 年にわたり 7～6%と大きく変わっておらず、安定・高利回りであったことがわかる<sup>1</sup>。この相対的に高いリターンが、これまで「子

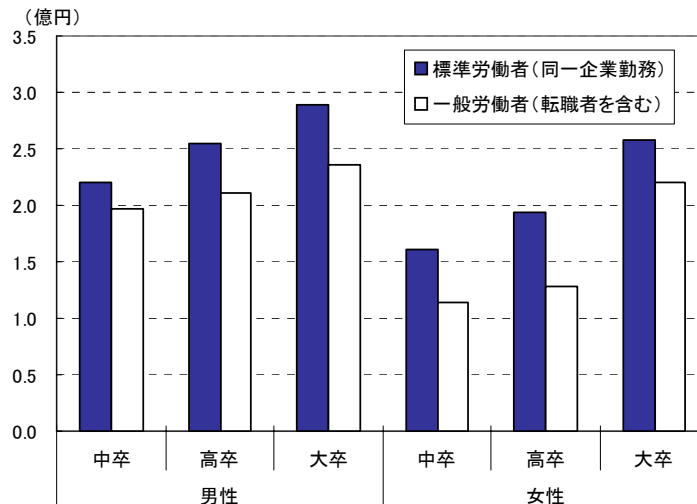
供を大学に行かせたい」と多くの親が考えていた理由の一つであったと考えられる。つまり、日本の家計がこれまで多額の教育支出に耐えてきた背景には、高い教育を受ければ（就職してから高い給料が得られるなど）将来のためになるとのイメージを、多くの親が持っているためであると考えられる。

## 2. 家計側から見ても重い教育費負担

このように日本の教育投資の収益率は過去 20 年以上、安定した高い収益率が保証されていたことから、子供の大学進学のための投資は他の投資と比べて有利なものとなっていた。そのため、これまでは多くの親が子供のための教育投資に前向きであり、他国に比べて大きな教育負担に耐えてきたと考えられる。

実際日本では、家計の教育費負担が重いことがしばしば話題にのぼる。家計の側から眺めると、一人の子供を育てる費用 1300 万円のうち、教育費は最大費用項目であり、金額は 528 万円である。教育費は子育て費用全体

図表 4 学歴別の生涯賃金



- (注) 1. 標準労働者の生涯賃金は、同一企業に新規学卒から 60 歳まで勤めた場合。  
 一般労働者の生涯賃金は、転職を経験している者も含んでいる（パートは含まない）。  
 2. 生涯賃金はボーナスを含んでいるが、退職金を含んでいない。  
 3. 数字は 2003 年、一般労働者の中卒女性の数字のみ 2002 年。

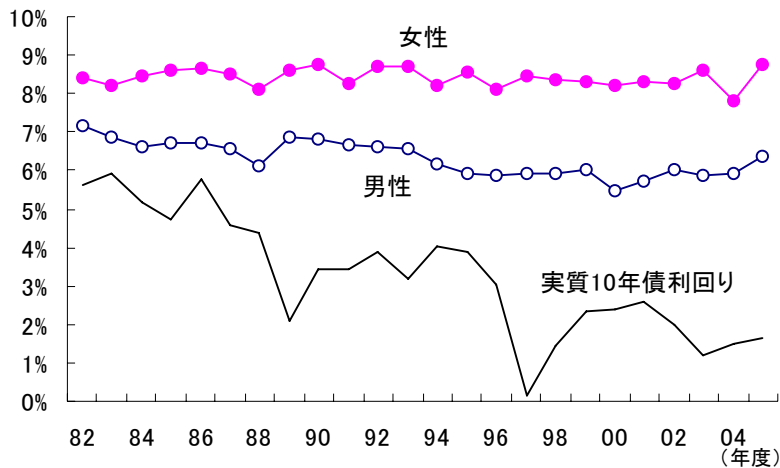
(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計 2006」

の約4割を占めている（図表6）。

日本の家計における教育支出が大きい理由として、子供を公立学校に通わせている家庭でも、学習塾などの学校外教育費用が高まっていることが挙げられよう。文部科学省の「子供の学習費調査」によると、子供を幼稚園から高校まで公立の学校へ通わせる場合でも、

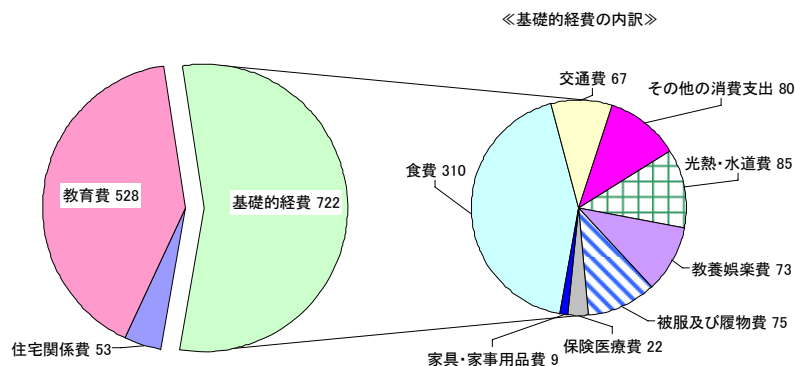
教育費総額の5割が補修学習費やお稽古事などの学校外教育費に充てられている。そのため子育て世代の家計について、日米の所得階層ごとの年間教育支出を比べると、日本家計の教育費支出は、米国のどの所得階層と比べても高い（図表7）。日本では低所得層でも米国を上回る教育費支出を行っているだけで

図表5 安定・高利回りだった大学投資収益率



- (注) 1. 教育の収益として大卒と高卒の生涯賃金の差額を、投資費用として大学進学にかかる教育費用と、大学へ行かずに働いていれば稼げたはずの逸失賃金を考える。これらの投資収益と費用を現在価値に割り引いて、教育の投資収益率を計算した。ここでは一般労働者の賃金を用いて計算した。  
 2. 10年債利回りは年度平均値を消費者物価指数で実質化した。  
 (出所) 文部科学省「学生生活調査」、厚生労働省「賃金構造基本調査」、総務省「消費者物価指数」より野村資本市場研究所作成

図表6 子育て費用の内訳



- (注) 1. 内閣府が総務省「家計調査」より特別集計。  
 2. 一人の子供を育てる費用は、子供がいると増加すると考えられる費用について、子供が一人いる世帯の22年間の支出から子供のいない世帯の22年間の支出を差し引いて算出した。  
 3. 2003年から過去2年にさかのぼり平均値をとる後方移動平均により算出した。  
 (出所) 内閣府「平成17年版国民生活白書」

なく、所得階層が上昇するにつれて、より多額の教育支出を行う傾向が見てとれる。

### 3. 変わる学士号の価値と広がる格差

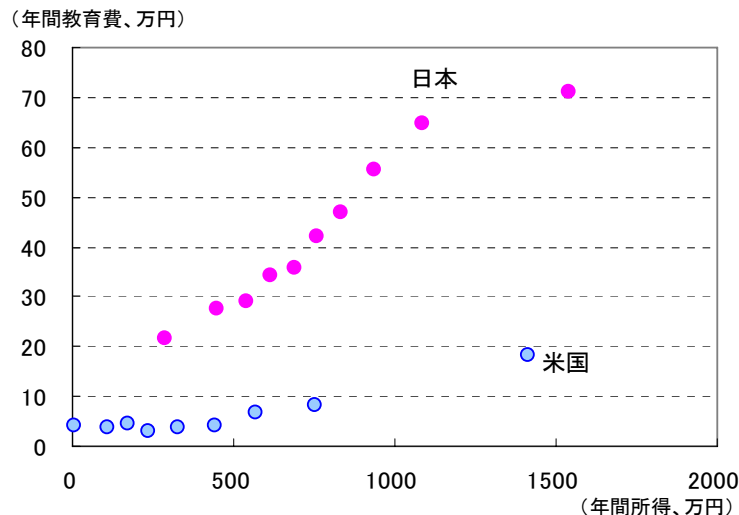
しかし 2007 年から、大学全入時代が到来することで、今後、学士号の価値も変化する可能性がある。また 1990 年代以降、労働市場が大きく変化し、年功序列型賃金が崩れたことや、正社員との給与格差が大きい非正規社員が増加したことなどにより、多額の教育投資が必ずしも高い給料として報われるとは限らなくなっている。言い換えると、過去のように教育投資が高収益率を上げられるのかは不確かになっている<sup>2</sup>。教育費を負担する親の所得も不安定になり、多額の教育費負担に耐えることが難しい家計が増えている。このような中、各々の家計では、①自らの資産を子どもに遺産として残すのか、②子供に生前贈与の一環である教育を授けるのか、という選択肢について改めて考えることを実は迫られているのである。

そのため今後は、教育に対する考え方も変化し、全ての世帯が教育に熱心という状況から、「子供の教育に熱心な家庭」と「子供の教育に熱心ではない家庭」へと二極化してゆく可能性がある。日本では、奨学金や教育ローンなど学生援助制度が限られているため、教育費を負担するのは専ら家計である。仮に子供の生まれながらの能力が同じであったとしても、どちらのタイプの家庭に生まれるかによって、その後受けることができる教育の量と質に、大きな差がつくことになる。

### 4. 次世代への遺産：人的資本形成へ向けて

近年、受けた教育に見合った所得を得られない可能性が高まっているとはいえ、高い所得を得るには教育を受けている方が有利であるという面は変わらない。そのため、世代間の所得・遺産相続の一形態として「教育」を考えたとき、通常の遺産相続と同様に子供世代での格差拡大につながる可能性が考えられる<sup>3</sup>。

図表 7 家計の教育支出の日米比較



(注) 1. 日本の数字は 40-49 歳世帯が対象、米国の数字は 35-44 歳世帯が対象。  
 2. 女性の初産年齢は日米では約 4 歳の差がある。  
 3. 所得階層区分については、各調査の区分に従い、日本は 10 段階、米国は 9 段階の分類である。  
 (出所) 総務省「平成 16 年全国消費実態調査」、米国労働省“Consumer Expenditure Survey 2002-2003”より野村資本市場研究所作成

ただし、教育の有無が様々に格差を拡大させる働きがあることを考えると、家計が子供の教育を放棄したとき、あるいは教育費を負担できなくなったとき、次世代の人的資本形成が難しくなることは社会全体という視点からは問題であろう。

社会全体の次世代への遺産として、学ぶ機会の提供とそのための手段の確保は重要な政策課題であるといえよう。学ぶための支援をするという意味では、現在の日本の高等教育段階における学生援助制度は改善の余地が大きい。

米国における高等教育（大学）段階の学生援助額は 2005 年度には 1348 億ドル（連邦政府以外のローンを除く）と世界でも類を見ない規模であり、援助主体も援助手法も多岐に渡っている。そのため、米国の学生援助制度の仕組みや評価を学ぶことは、わが国の学生援助制度にとって参考になると思われる。

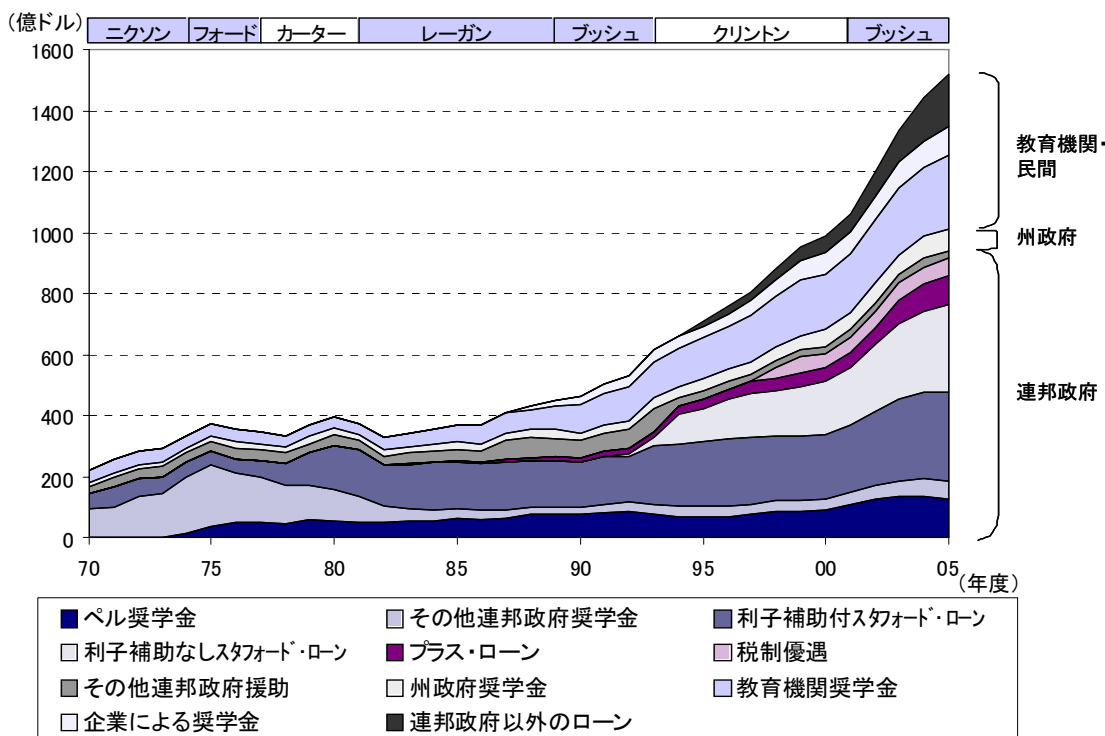
そこで次章からは現地でのインタビュー調

査も踏まえ、①米国の学生援助制度の発展経緯（Ⅲ章）、②現在の米国学生援助制度（Ⅳ章）、③最近の議論（Ⅴ章）を紹介し、米国の学生援助制度の全体像を捉えやすくすることで、わが国への示唆を考える材料としたい。

### Ⅲ. 米国の学生援助制度の発展経緯

本章では、米国における連邦政府の学生援助の発展経緯を簡単に紹介する（図表 8 参照、各制度についてはⅣ章 1 節で詳述）。米国連邦政府による学生援助が最初に導入されたのは 1867 年である。大学は長い間、一部の人を対象とした特権的な教育機関であり、資金力がない家の子供は大学へ進学することができなかったため、政府が資金支援を行うことにより、進学の道を拓いたことが始まりである。1940 年代には兵役期間中に生じた労働市場の大きな変化への対応が難しく、退役軍人の再教育が大きな社会問題となった。

図表 8 米国の学生援助制度の発展



(注) 数字はインフレを調整した 2005 年価格である。

(出所) CollegeBoard “Trends in Student Aid 2006”より野村資本市場研究所作成



そのため 1944 年に、退役軍人の教育を目的とした軍人社会復帰法（GI Bill: Servicemen's Readjustment Act）が導入された。その後冷戦時代には、ソ連のスパートニク号打ち上げが米国政府にショックを与えたことなどを背景に、自国防衛の観点からも科学技術の強化がクローズアップされ、同分野の学生を援助する国防教育法（National Defense Education Act）が 1958 年に導入された。

1960 年代に、米国の学生援助は転換点を迎える。市民権運動が盛んになり、経済的な平等が重要視され、大学進学へのアクセスのしやすさが課題となった。このような情勢の中で、現在の学生援助の基礎を築いたのが 1965 年の高等教育法（Higher Education Act）である。この法律により、奨学金、政府ローン（連邦政府が銀行の学生ローンに再保証をつける間接ローン）、キャンパスベースプログラム<sup>4</sup>が学生援助の方法として規定され、連邦政府による一般学生向けの学生援助制度が開始された。また 1960 年代には誰が援助の対象となるべきかが議論されていたが、この法律によって教育機関ではなく学生を援助する方式が採用されることとなった。

1972 年の教育修正法（Educational Amendments）により、連邦政府の援助対象は低所得層の学生へ重点を移し、給付の基準に経済的必要性<sup>5</sup>を考慮したペル奨学金が導入された。また、州政府の奨学金を連邦政府が補助し、学位ではなく修了証書しか得られない学校の生徒も援助対象としたため、援助額が増加した。銀行の学生ローン債権を買い取る Student Loan Marketing Association（サリー・メイ）が作られたのも 1972 年である。その後、援助対象が低所得層に限られ中間所得層の負担が重いことが問題となり、カーター大統領の下で 1978 年に中間所得層学生援助法（Middle Income Student Assistance Act）が導入された。この法律により政府ローンの対象が経済的必要性にかかわらず全

ての学生へ門戸が開かれたため、これを機に政府ローンの利用者が増加した。

1980 年代には、財政赤字が大きな問題となる中、レーガン政権が福祉・公共サービスの縮小政策を図ったため、学生援助額は頭打ちとなり、援助手法も奨学金給付からローンへとシフトした。1980 年には保護者が貸付対象の教育ローン（PLUS Loans）や、親元から独立した学生のための補助的ローンが導入された。政府ローンは市中金利に比べて低利に設定されていたが、ローン利用者急増により多額の政府補助が必要となった。そのため政府ローンの対象者は経済的必要性が高い低所得層に再度狭められ、ローン取扱手数料や保証料が新たに学生側の負担となった。1980 年代後半には、営利教育機関の学生の債務不履行率が高いことが問題になり、ローン利用に関して政府規制が導入された。一方、1986 年の高等教育改正法（Reauthorization of the Higher Education Act）では大学院生対象のローンが創設された。

1990 年代に米国の学生援助制度は再び転換点を迎える。1970 年代の連邦政府の学生援助は、奨学金は低所得層向け、政府ローンは中間所得層向けと棲み分けられていたが、1980 年代に低所得層の政府ローン利用が増えたため、中間所得層がはじき出されていた。そのためクリントン政権下では、主に中間所得層向けの政策が導入された。1992 年の高等教育法改正（Higher Education Amendments）では、奨学金を受給するための経済的必要性の基準が改正されたほか、経済的必要性を問わずに利用できる新たなローン（Unsubsidized Stafford Loans）が創設され、中間所得層への学生援助が拡充された。1993 年には学生ローン改革法（Student Loan Reform Act）を導入、クリントン大統領が選挙戦から訴えていた既存のローンプログラムの構造改革を行い、政府が直接学生に貸与する直接ローン（William D. Ford Direct



Loans) を導入した。また、政府ローンの未返還額が増えていたため、柔軟性のある返還方法等も新たに導入した。1997 年には納税者救済法 (Taxpayer Relief Act) により、学生の保護者や、増加した成人学生を対象とする税制上の優遇措置が導入された。

ブッシュ政権下では、2001 年の経済成長および租税軽減調整法 (Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act) により、高等教育資金積立て制度である「529 プラン」(IV 章 2 節で詳述) の税制が改正され、運用益に対する連邦税が、それまでの課税繰り延べではなく免除となった。当初は 2010 年までの時限立法であったが、2006 年の年金保護法 (Pension Protection Act) により恒久化された。2005 年には高等教育調整法 (Higher Education Reconciliation Act) により政府ローンの金利が固定金利に変更され、大学院生も政府ローン (PLUS Loans) を使えるようになった一方、財政赤字削減のため学生援助総額は削減された。

このように、米国連邦政府の学生援助はその時々々の社会ニーズや政治的・経済的背景に合わせて、援助内容を少しずつ拡張し発展し

てきた。次節では、現在の米国学生援助体制がどうなっているのを見ることにしたい。

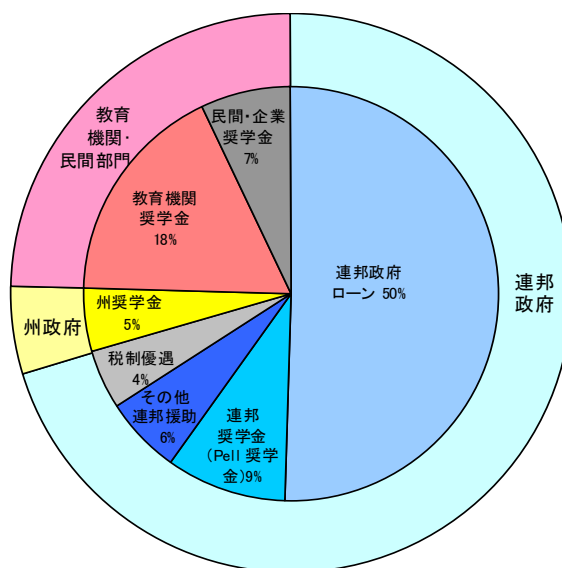
#### IV. 現在の米国学生援助制度

2005 年度の高等教育段階の米国学生援助額は 1348 億ドルであり、連邦政府 (70%)、州政府 (5%)、教育機関 (18%)、民間・企業奨学金 (7%) という内訳である (図表 9)。また援助方法の内訳は、奨学金 (給付奨学金、39%)、税制上の優遇措置等<sup>6</sup> (5%)、ローン (貸与奨学金、56%) と、ローンが中心となっている。このように援助主体・援助方法が多様であるとともに、それぞれ援助目的や対象によって更に細かいプログラムに分かれているため、米国の学生援助制度は非常に複雑である。以下では援助主体ごとに主な援助方法を整理してゆきたい。

##### 1. 連邦政府

連邦政府の学生援助の内訳は、奨学金が 20%、税制上の優遇措置等が 7%、ローンが 73%となっている。

図表 9 米国学生援助額の内訳 (2005 年度)



(注) 非連邦政府ローンは含まれていない。

(出所) CollegeBoard “Trends in Student Aid 2006”より野村資本市場研究所作成

まず「奨学金」を見ると、金額が最も大きいものはペル奨学金（Pell Grants）である（図表 10）。これは総額 127 億ドル、学生一人当たり年間最大で 4050 ドルの奨学金を与えるもので、所得 4 万ドル以下の低所得層からの学生が対象である。これに対し主に中間所得層がメリットを享受しているのが、「税制上の優遇措置」であり、優遇額は合計 70 億ドルである。例えば 2005 年度に税還付を受けたのは、年間所得が 5 万ドル未満の納税者が 46%、5 万ドル以上 10 万ドル未満が 54%となっている。

連邦政府が提供する「ローン」は総額 686 億ドルである。主なローンの種類として、貸付対象が学生であるスタフォード・ローン（Stafford Loans）と保護者中心であるプラス・ローン（PLUS Loans）とに分かれている（図表 10、11）。金利は学生対象のローンの方が低いが、貸与額の上限も低い。また、

学生対象のローンには、政府の利子補助付のもの（Subsidized Stafford Loans）と補助がないもの（Unsubsidized Stafford Loans）がある。前者は在学中のローン金利を政府が支払うもので、給付対象者は経済的必要性によって制限されている。

また上述の種類とは別に、主なローンの提供方法として、間接ローン（政府が銀行の学生ローンを再保証するもの、Federal Family Education Loans）と、直接ローン（政府が学生へ直接貸し出すローン、William D. Ford Direct Loans）がある。どちらを採用するかはローン提供の窓口である大学側が決めるのだが、最も規模が大きいスタフォード・ローンの場合、大学から学生へ提示される金利条件は同じ 6.8%であり、大学生への貸与額は 4 年間で 23000 ドルが上限となっている。

図表 10 米国連邦政府の主な学生援助制度

援助の種類	援助プログラム	プログラムの詳細	年額の制限範囲	規模(億ドル)
奨学金 (返済不要)	ペル奨学金 (Federal Pell Grant)	大学生のみ利用可。経済的必要性の要件を満たしていれば、希望者全員が奨学金を受け取ることが出来る。	400~4,050ドル	127
	補助的教育機会奨学金 (Federal Supplemental Educational Opportunity Grant)	特に経済的援助が必要な大学生のみ利用可。ペル奨学金受給者が優先される。金額は在籍する教育機関によって異なる。	100~4,000ドル	8
在学中の就労許可 (返済不要)	ワーク・スタディ (Federal Work-Study)	大学生と大学院生が利用可。就労は学内、学外を問わない。学生は国の最低賃金を保証される。	制限なし	12
ローン (要返済)	パーキンス・ローン (Federal Perkins Loan)	大学生及び大学院生とも利率は5%。貸与は教育機関から実施されるため同機関へ返済する。金額は経済的必要性、他の援助、在籍教育機関によって異なる。	4,000ドル(大学生)／6,000ドル(大学院生及び専門大学院学生)下限は定めない。	11
	利子補助付の直接/間接 スタフォード・ローン (Subsidized Direct or FFEL Stafford Loan)	在学中または返済猶予期間中は教育省が利子を支払う。ハーフタイム以上で在学していなければならない。	2,625~8,500ドル (学年による)	288
	利子補助なしの直接/間接 スタフォード・ローン (Unsubsidized Direct or FFEL Stafford Loan)	ローン期間中は利子返済の必要あり。ハーフタイム以上での在学が要件だが経済的条件は定められてない。	2,625~18,500ドル (学年による。同期間に利子補助付ローンを受けている場合は、それも考慮される。)	288
	直接/間接 プラス・ローン (Direct or FFEL PLUS Loan)	大学生を扶養している保護者が利用できる。扶養学生は、ハーフタイム以上で在学していなければならない。	全在学費用から他の機関による受給金額を差引いた金額が上限。下限は定めない。	97

(注) 規模は 2005 年度。補助的教育機会奨学金、ワーク・スタディ、パーキンス・ローンはキャンパスベースプログラム<sup>4</sup>である。

(出所) 米国教育省“Funding Education Beyond High School 2006-07 : The Guide to Federal Student Aid”より野村資本市場研究所作成

図表 11 米国連邦政府ローンと民間ローンの比較

	連邦 政府ローン (スタフォード・ローン)	民間ローン
規模	576億ドル	163億ドル
受給要件	ハーフタイム以上で在学する大学生及び大学院生	学年や在学状態を問わないが、場合によって信用履歴、資産、収入、在学する学校やその他の条件が考慮される
受給金額	年額制限あり	全在学費用から他の機関による受給金額を差し引いた金額まで受給することが多い。(超過して受給する場合もある)
利率	6.8%	変動金利(プライムレート、LIBOR、または91日短期債+マージン)
利息補助	利子補助付スタフォードのみ	無
その他手数料	間接ローン:2%(取扱手数料)、1%(保証料) 直接ローン:3%(取扱手数料)、1%(保証料)	0~11%(信用履歴による)
信用履歴	考慮しない	考慮する
連帯保証人	不要	信用履歴によっては必要
政府保証	有	無
債権者	間接ローン: 銀行、クレジット・ユニオン、その他民間機関 直接ローン: 教育省	銀行、クレジット・ユニオン、その他の民間金融機関
返済期間	10~25年(金額、返済プランによる)	0~20年(商品によって異なる)
収入連動返済プラン	有	無
経済的困難の場合	失業または経済的困難の場合、1度につき最大3年まで返済猶予を求めることができ、最大12ヶ月(合計3年まで)は債権者の裁量により返済を停止することができる	最大12ヶ月は、債権者の裁量により返済を停止することができる場合がある
ローンの免責	ごく一部の自己破産、受給者の不可逆的な障害もしくは死亡時、指定の小・中学校にて5年間継続して教育に携わった場合	無

(注) 規模は2005年度。保証料は2010年までに段階的に下げられ廃止される予定である。

(出所) Institute for Higher Education Policy, "The Future of Private Loans: Who is borrowing, and why?", December 2006  
より野村資本市場研究所作成

## 2. 州政府

州政府は奨学金と税制優遇措置を主に提供しており、学生ローンは殆ど提供していない。

州政府は奨学金を68億ドル提供しており、その73%は経済的必要性で給付先を決定しているものの、近年は経済的必要性に関係なく給付する奨学金も増えている。ただし各州政府が独自に援助内容を決めているため、条件は州によって様々である<sup>7</sup>。「Brain Drain (頭脳流出)」と称される人材流出が大きな問題となっている州もあり、そのような州では人材を流出させないように学生援助を積極的に提供している。

なお州政府の学生援助は、米国の学生援助額全体の5%と相対的に小さいが、これは高等教育向け予算配分において、州政府は大学

の経常費援助を、連邦政府は学生個人への援助を、それぞれ主眼に据えているためである。

州政府は税制上の優遇措置も提供している。代表的なものが、高等教育資金積立て制度の「529プラン」である<sup>8</sup>。これは両親や祖父母等が子供を受益者に指名した上で、高等教育費を積立てる際、税制上の優遇措置を受けられる制度である。このプランは連邦政府が認可し、各州政府がその導入を個別に決めているもので、現在では全ての州とワシントンD.C.で導入されている。2006年6月時点での総資産額は928億ドル(前年比28%増)、1口座の平均資産は10569ドルである。

「529 プラン」には、①授業料前払い型と、②進学目的の貯蓄型の二種類がある。①の「授業料前払い型」は、両親が今日の水準の大学授業料相当を拠出しておけば、その後授業料が上昇しても、将来の授業料が納付済みであることを保証するものである。仮に州外の大学や私立大学へ進学した場合でも同等の金額を受け取ることができる<sup>9</sup>。②の「進学目的の貯蓄型」は、年間一定額まで個人口座に積立て、金融機関の提供する運用商品（主に投資信託）の中から投資先を選択し運用する制度である。双方とも、拠出時には州税上の所得控除が認められることが多く、給付時には連邦税は非課税であり、州税も多くは州で非課税となり、相続・贈与時にも税制上の優遇措置がある。州によって、①のみ（2州）、②のみ（32州とD.C.）、①②両方（16州）と違いはあるが、現在では②の貯蓄型が全体の86%を占めるに至っている。

2006年からこの積立金は、子供自身の資産とは見なされなくなり、政府の学生援助を受ける際の審査に不利な影響を及ぼしづらくなった。そのため今後、一層の拡大が見込まれている<sup>10</sup>。

### 3. 教育機関

教育機関は244億ドルの奨学金を提供している。奨学金の元手は、学生が納める授業料や政府補助、寄付金等であるが、教育機関の収入を見ると、公立大学と私立大学とで財源が大きく異なっている（図表12）。財源は主に三種類に分けられ、①学生からは授業料、②財政（納税者）からは連邦・州・地方政府による補助金、③大学独自の収入として寄付金や財産運用収入・附属病院等の事業収入等となる。

公立大学では、②の財政負担が州政府を筆頭に約半分を占めており、①の学生負担は18%、③の大学負担は32%となっている。また、1980年度と2000年度を比べると、州政府の割合が46%から36%へと低下する一方、授業料の割合が13%から18%へと増加している。州政府の補助金削減については、州政府予算が、教育よりもヘルスケアなど他の必要性が高い分野へ優先的に配分されていることや、教育分野の中での配分においてもブッシュ政権が政策上、高等教育よりもK-12（幼稚園から高校生まで）を特に重視していることが背景にあると見られる<sup>11</sup>。

私立大学では、①の学生負担が相対的に大

図表12 米国の高等教育機関収入と内訳

	公立			私立(4年制)		私立(2年制)	
	1980年度	1990年度	2000年度	1997年度	2002年度	2002年度	
収入総額(億ドル)	432	949	1,766	945	1,051	6	
<内訳>							
学生→	授業料・納付金	13%	16%	18%	28%	34%	56%
財政→	連邦政府	13%	10%	11%	12%	16%	18%
	州政府	46%	40%	36%	1%	1%	4%
	地方政府	4%	4%	4%	1%	0%	1%
大学→	寄付金	3%	4%	5%	14%	14%	10%
	財産収入	0%	0%	1%	24%	9%	0%
	事業収入	20%	23%	22%	17%	21%	11%
	その他	2%	3%	4%	4%	5%	-1%

(注) 直近のデータは公立校が2000年度、私立校は2002年度。私立校は営利教育機関を除く。

(出所) 米国教育省統計より野村資本市場研究所作成

きいことと、③の寄付金の果たす役割が大きい一方、②の財政負担が小さくなっている。

公立大学と私立大学に共通しているのは、①の学生負担比率の上昇、つまり授業料が上昇していることである。米国ではこの10年間に授業料が実質ベースで見ても1.3~1.5倍へと値上がりした(図表13)。この背景には、前述した州政府の補助金削減という事情に加え、特に私立大学では新しい校舎や情報設備を導入したり、評判の高い教授を引き抜いたり、競争が激しい中でランキングを上げるための様々なコストが嵩んでいることが挙げられる。労働集約的産業であるため、生産性の改善が難しいという問題もある。また学生側が、授業料の高い学校の方が良いと錯覚しがちである点も指摘されている<sup>12</sup>。

このように大学側は、授業料を引き上げる一方、優秀な学生には他の学校へ逃さないよう大学独自の奨学金を提供するなど、学生が実際に支払う「純授業料」を学生ごとに変えることで、戦略的な価格設定を行っている。

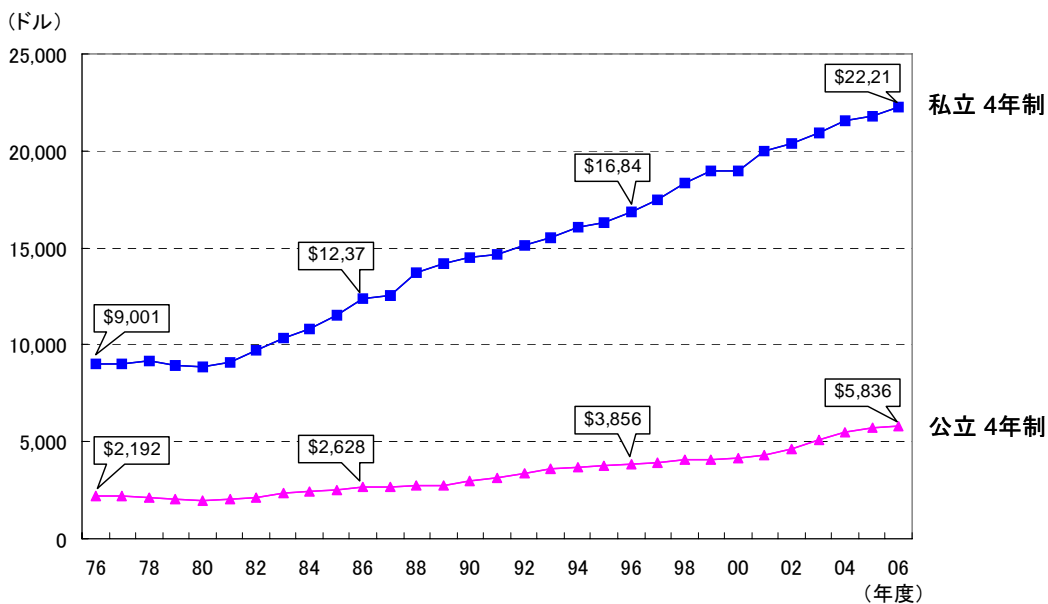
なお歴史的経緯を振り返ってみると、一般

論として、大学は多くの国において国家が求める人材養成を任務としていたこともあって、「高奨学金・低授業料」であった。しかし、大学の規模が拡大するにつれ高奨学金の財政負担は困難になり、大学に求められる中心的役割が「広く一般に高等教育機会を提供すること」へ移るにつれて、次の段階では「低授業料・低奨学金」へと移行する。高等教育に対する需要が更に拡大すると、これに対応するために私立大学が増え「高授業料・低奨学金」段階へと移行する。近年世界各地で見られるのは「高授業料・高奨学金」であるが、この背景には政府財政の悪化と市場化への移行がある。こうした動きを通じて、教育費の負担は次第に公的なものから私的なものへと移行している。

#### 4. 飛躍的成長をとげる民間学生ローン

学生援助ではないものの、学生の進学を支える重要な手段として、民間金融機関が提供する学生ローンの存在感が増している(民間ローン詳細は図表11参照)。CollegeBoard

図表13 米国の大学授業料の推移(実質ベース)



(注) 数字はインフレ調整後の2005年価格である。

(出所) CollegeBoard “Trends in College Pricing 2006”より野村資本市場研究所作成

の推定では、民間ローン規模は163億ドル、連邦政府ローンの約1/4に相当し、過去10年間で13倍と飛躍的成長を遂げている。

民間ローン市場が成長している背景として、次の点が挙げられよう。第一に、授業料など進学費用が高騰しており、親からの援助や奨学金・政府ローンを合わせても必要な金額に満たないことである(図表14)。授業料は家計収入の伸びを上回って高騰している一方、連邦政府の奨学金給付には所得制限があり、学生向け政府ローンの貸出上限額は過去10年以上変わっていない。また、保護者を主な貸出対象とする政府ローンは、所得や貸出の上限が実質的になく貸出条件が有利であることが多いのだが、実際には利用しない親も多い<sup>13</sup>。そのため、必要資金に満たない分は民間ローンで調達されることになる。

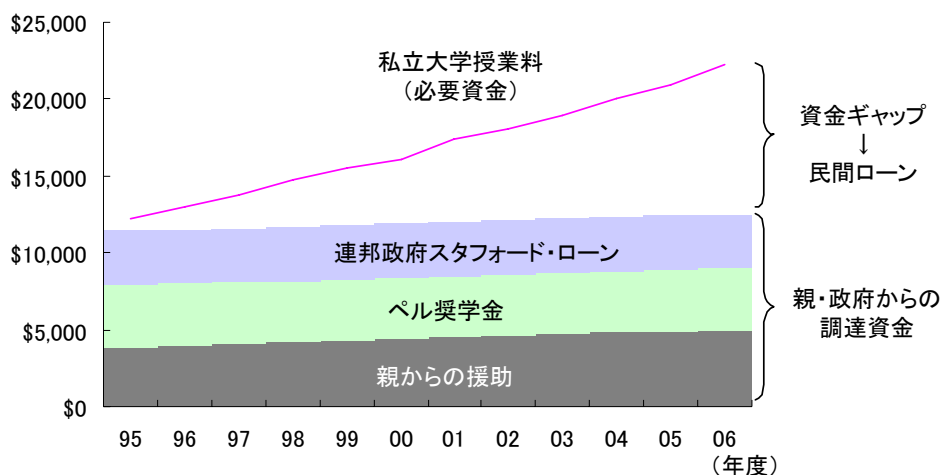
第二に、政府ローンを利用できない学生数が増えていることである。近年、高校卒業後すぐに大学へ入学しフルタイムの学生になるという所謂伝統的な学生よりも、非伝統的な学生が増えている。そうした非伝統的な学生、例えばパートタイムの学生は、連邦政府の学生援助対象にはなっていないため、必要資金を民間ローンで調達しているのである。

第三に、民間ローンは広告宣伝や利用し易さ等を工夫しているため、複雑でわかりづらい政府の学生援助制度と比べて、学生の間で認知度が高いことである。そのため、有利であることの多い政府の学生援助制度を知らずに、学生がインターネットなどで直接、民間ローンを申し込むことも少なくない。

第四に、政府ローンが固定金利であるのに対し民間ローンは変動金利であるため、近年の低金利下では民間ローンに有利な状況が続いたことである。金利が予め固定されている政府ローンと比べて民間ローンは金利を自由に設定できるため(政府の間接ローンとして政府に保証してもらってローンを提供するよりも)市場金利とのスプレッドを大きく設定でき、貸し手である金融機関にとって利益率の高い市場となっている。

具体的なローン金利を見ると、例えば最大手サリー・メイの場合、信用履歴が非常に良いと「プライムレート-0.25%」だが、信用履歴が悪いと「プライムレート+6%」、コミュニティカレッジ(短大)学生や成人学生には「プライムレート+9%」と取扱手数料を課す場合もある<sup>14</sup>。学生の場合、初めてのローン利用で信用履歴がないことが多く、高

図表14 拡大する必要資金と調達資金のギャップ



(出所) 米国教育省資料、インタビューより野村資本市場研究所作成



い金利を要求されがちである。また契約に際しては、親の署名と、本人だけでなく親の所得・資産情報の提出も求められることが多い。

更に 2005 年には、Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act が制定され、学生ローンは借り手が自己破産に陥っても返済義務は免責とならず、貸与資金を回収できるようになった点も、貸し手に対してこの市場を魅力的なものにしていよう。

今後これらの要因が大きく変わるとは見込まれていないため、民間ローン市場は今後 5 年間で年率 20~40% の高い成長が予想されている<sup>15</sup>。現在のトレンドがこのまま続けば、今後 10 年で政府ローンの規模を上回ると見られている<sup>16</sup>。

## V. 最近の議論：課題は何か？

このように多様な援助主体と援助方法により、充実した学生援助制度を持つ米国であるが、最近米国内で議論されている主なポイントとして次の点が挙げられよう。①援助制度の複雑さと需給の問題、②二重構造の連邦政府ローン、③学生の負債増、④債務不履行への対処、⑤所得連動ローンの普及である。以下ではこれらの点を順に述べることにしたい。

### 1. 援助制度の複雑さと需給の問題

現在米国では、援助制度や手続きが複雑すぎて、必要な情報が必要な人（政府援助なしでは進学できない人）へ行き届かないことが大きな問題となっている。米国教育省のレポートも「我々の学生援助制度は紛らわしく、複雑で、非効率的で、重複しており、本当に援助を必要としている学生に援助が直接届かないことが頻繁にある」と指摘している<sup>17</sup>。

同省によると政府の学生援助プログラムは 20 種類以上、関連ウェブサイトは 60 種類以上もある。これらに加えて、州政府や高等教育機関や民間団体の奨学金、金融機関提供の

学生ローンなど、様々な選択肢がばらばらに存在しており、利用者にとってわかり難い仕組みとなっている。また、連邦政府の学生援助プログラムへの応募書式が複雑なために応募を断念する学生も少なくないという<sup>18</sup>。特に低所得層は、授業料の金額だけを聞いてそのまま進学を断念するケースが多く、援助を本当に必要としている人が給付を受けられないという問題が指摘されている。現状のままでは今後 10 年間に 240 万件の学士号の機会損失が生じると米国教育省では試算している。

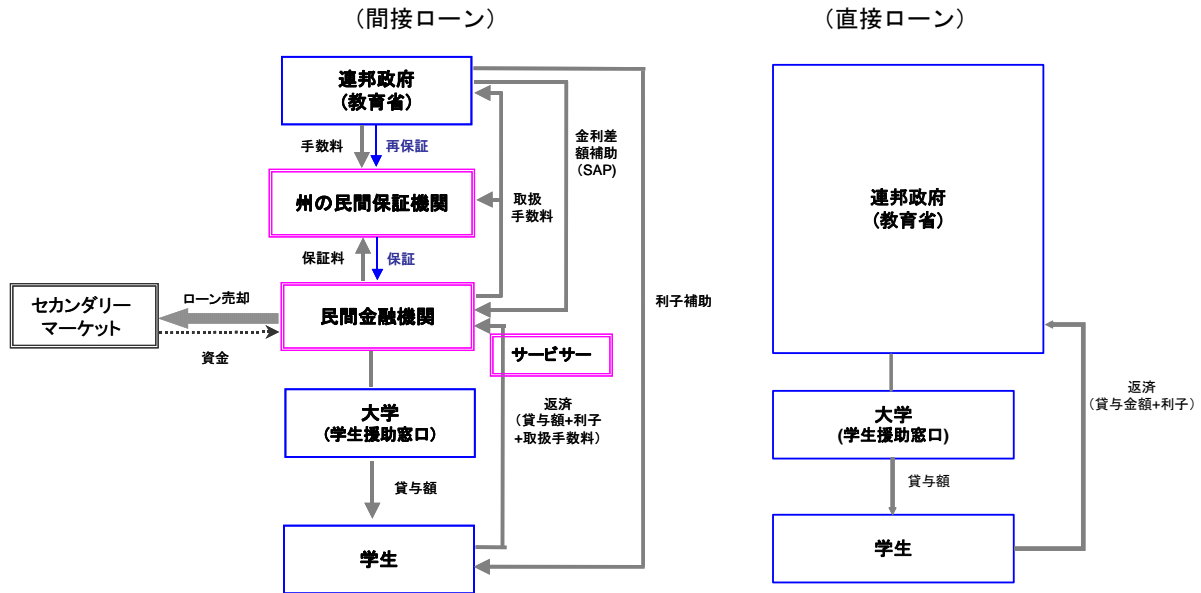
### 2. 二重構造の連邦政府ローン

現在、連邦政府が提供するローンには直接ローンと間接ローンがある（図表 15）。

直接ローンは 1994 年に貸与・返還業務のスリム化を図る目的で導入された。この背景には、①債務不履行が社会問題化し、連邦負担が増加する中で、従来の間接ローンでは責任の所在が明確にならないこと、②ローン提供機関だけでなく、保証機関、ローン買取機関といった様々な機関が関わり貸与プロセスが複雑であること、③その複雑な制度を維持するための費用が嵩むこと、等が問題となったことがあった。直接ローンが導入された当初、民主党のクリントン政権は全ての政府ローンを直接ローンに切替えようとしたが、議会の抵抗もあり、現在は互いに競争する二重構造となっている。また直接ローンが全面的に導入された 1996 年以降、直接・間接ローンのシェア（1対2）は殆ど変わっていない。



図表 15 米国連邦政府ローンの仕組み



(注) セカンダリーマーケットへローン債権が売却された場合には、図の民間金融機関における資金の出入りは、全て債権保有者へ移ることになる。  
 (出所) 米国議会資料、インタビューより野村資本市場研究所作成

どちらの政府ローンを選ぶかを決めるのは教育機関であるため、一旦直接ローンを採用しても、再び間接ローンへ戻ることもある。間接ローンに関わる金融機関の方がコストやニーズに敏感で、様々な付随サービスを教育機関へ提供するため、その利便性が魅力で間接ローンへ戻ると見られている。どちらのローンが望ましいかという議論の決着はついていないが、納税者負担に関しては共和党も直接ローンの方が低いと認めている<sup>19</sup>。例えば1万ドルの利子補助付スタフォード・ローンの場合、納税者負担は直接ローンが450ドル、間接ローンが1706ドルと試算されている<sup>20</sup>。

実際、政府の間接ローンは、関わっている金融機関にとっては手堅いビジネスである。学生に提示されるローン金利と市場金利との差額はSAP (Special Allowance Payment) として政府から支払われるため、ローンを提供する金融機関にとっては実質的に貸出金利が保証されている。ローン債権回収についても、

保証機関によって再保証されているため貸倒れリスクは完全にヘッジされている。

手堅いビジネスという点では保証機関についても同様である。保証機関には連邦政府からローン取扱・発行手数料や口座管理料といった手数料が支払われる。仮に借手が債務不履行に陥っても、保証機関が不履行債権を回収できれば当該金額の23%を回収手数料として得ることができる。不履行債権を回収できなければ、連邦政府は保証機関に対して当該金額の95%を支払う(残りの5%は保証機関が管理する連邦準備基金(政府資産)から金融機関へ支払われる)。そのため、政府がこれら金融機関や保証機関を優遇しすぎるのではないかと問題視されつつある。

なお、間接ローンを提供する金融機関は、セカンダリーマーケットを通じてローン債権を売却することも多く、売却された債権の一部は証券化され機関投資家等に転売されている。サリー・メイとして知られるSLM Corp.は従来、ローン債権を購入して証券化する業

務を主体としていたが、1996年の民営化法により再組織化が決定された後、買収等によって業務を拡大しており、間接ローン市場ではオリジネーション、サービサー、保証業務、債務不履行時の回収業務を全て手掛けている。

### 3. 学生の負債増

学生がローンを利用して必要資金を調達する結果、学生が卒業する時点で多額の負債を抱えていることも問題視されている。2004年に4年制大学を卒業した人のうち、負債がある人の割合は2/3、平均負債額は19200ドルであったが、10年前はその割合は1/2未満で、負債平均額は9250ドルだった。また、卒業時に負債額が4万ドルを超える人は、10年間で1.3%から7.7%へと上昇している<sup>21</sup>。多額の負債を抱えたために、学生が債務不履行に陥り、学位がとれない事例も生じている。また、卒業後の進路選択において、負債返済を最優先にしがちで、結果的に適切な選択ができなくなるリスクも指摘されている。

負債の大きさ自体は学生にとって必ずしも大きな問題ではないとの見方もある。卒業後に得られる収益が、授業料などの就学費用よりも遥かに大きければ、投資に見合う価値があると判断できるからである。米国の場合、大卒と高卒の平均賃金の差は、1980年には50%であったが現在は95%であり、ローン金利を考慮しても十分な収益をあげている<sup>22</sup>。

しかし、情報不足のために、学生がより多くの負債を抱えるケースも少なくない<sup>23</sup>。学生が民間ローンを利用する場合、信用履歴がないために政府ローンよりも不利な条件となることが多いが、実際には政府ローンを利用しない学生も少なくないのである。

この理由として、前述した知名度の問題以外に、次の点が指摘できる。学校側が学生向けに民間ローンの推薦リストを提示するため、学生がその中からローンを選ぶことが多い。

ところが実は、推薦リストに掲載された金融機関が、学生にとって最も有利なローンを提供するとは限らない。実際に何%の金利で借りられるかは、学生が申込書を提出するまでわからない場合が多く、どのローンが最も有利か比べることが難しいからである。また別の理由として、金融機関が大学の推薦リストに掲載されるべく競争しているため、リスト掲載等への見返りに、学校側へ様々なサービスを提供していることが挙げられる。そのため、学校と金融機関の癒着が生じやすく、モラル上問題であるとの指摘も少なくない<sup>24</sup>。

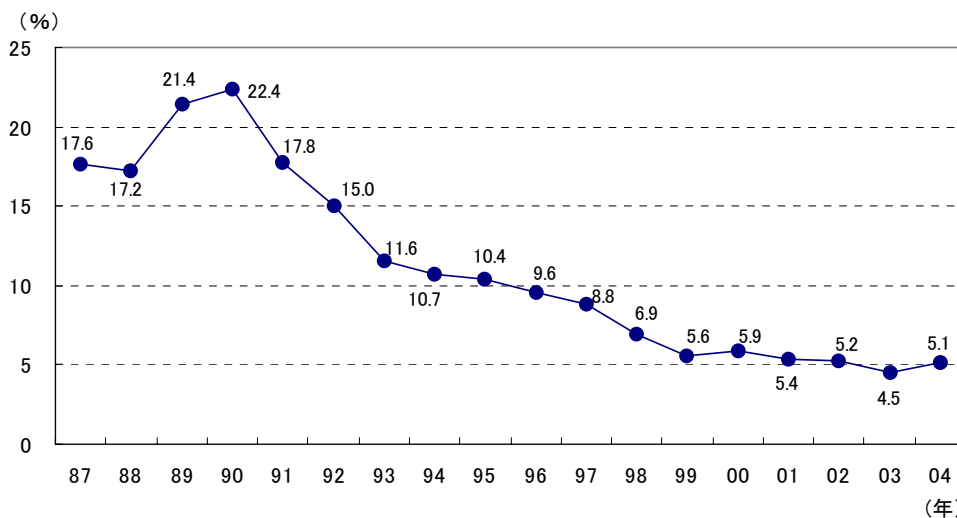
### 4. 債務不履行への対処

政府ローンの債務不履行問題への対処については、日本では特に関心が高いようである。米国ではこの問題は1990年代初めまでは深刻だったが、その後状況が改善し、債務不履行率は22%から5%へ低下した(図表16)。これはローン返済の利便性を高めたこと、返済を促す様々な仕組みが作られたこと、借り手が破産しても債務を回収できる法律<sup>25</sup>が制定されたこと等によるものである。

ローン返済の利便性を高めるために様々な返済プランがあり、借り手は返済開始時に経済状況を考慮してプランを決めることができる。プランにより返済期間延長、返済月額変更が可能であり、直接ローンは随時、間接ローンは年1回返済プランを変更できる。銀行引落としの設定や継続的な返済に対し、手数料引下げなどのインセンティブが与えられる。

ローン回収機関に対するインセンティブもある。保証機関は、間接ローンの債務不履行の予防業務と債務不履行ローン回収業務を担うが、債務不履行を回避した時には政府から成功報酬が支払われる一方、保証債権の債務不履行率が一定水準を超えると、政府からの弁済額が削減される。なお実際の回収は、保証機関がサービサーに委託することも多い。

図表 16 米国連邦政府ローンの債務不履行率



(注) 数字は借り手が返済を始めて最初の2年間のものであり、ローン利用者全体のものではない。  
(出所) 米国教育省資料

債務不履行に対しては厳しい措置がとられる。例えばスタフォード・ローンを毎月返済する場合、270日間返済がなければ債務不履行となる。その場合、次の措置がとられる。①借り手は返済猶予・延期が認められず、追加的な政府ローンを利用できなくなる。そのため復学・進学した際に政府援助を受ける権利を失う。②借り手の所得の一定割合（通常10%）を貸し手が返済資金として源泉徴収することが認められている。追跡手段は社会保障番号である。借り手の雇用主に対して徴収・送金を求めたり、税還付金や失業手当と相殺することも可能である。その際発生する回収費用も借り手負担となる。③National Credit Bureau（信用情報センター）に通知されることで、最大で7年間に亘って借り手の信用評価が低下し、あらゆるローン審査が不利になる。④債務不履行率の高い大学名を公表し、補助金やローンプログラムを打ち切る。これにより大学側にも債務不履行の学生を減らす努力と責任が求められることになる。⑤法的措置（起訴）がとられることもある。

## 5. 所得連動ローンの普及

政府ローンの場合、返済プランを選択しなければ毎月定額返済となる。しかし識者間では大学教育からのリターンに不確実性があるため、所得連動プラン（Income-Contingent Plan）を普及させるべきだという意見が少なくない。同プランは年間所得及び借入額に応じて月間返済額を決めるというもので、仮に所得が低いままで貸与額を全て返済できなくても、一定期間（通常25年）返済し続ければ、残りは返済不要になるというものである。借り手の卒業後の所得が、仕事内容や成功度合いによって不確実だからである。

現在、所得連動プランは利用可能な人の1割しか利用していない。仕事に成功したときに返済額が増えるリスクが意識されがちなこと、複雑な事務手続き<sup>26</sup>を嫌うこと、教育ローン返済が長引くことで退職基金の積立が遅れるリスクを嫌うこと等が理由と見られている。そのため商品設計に関しては見直しの余地がありそうである。

また本質的な問題点としてモラルハザードの可能性も指摘されている。現行のように借

り手が返済方法を選択できる場合、より多く稼げる自信がある人は定額プランを、そうでない人は所得連動プランを選ぶと考えられ、リスクが偏ってしまう恐れがある。

こうした事態を避けるため、返済プランを全て所得連動プランに切替えるべきだとノーベル経済学賞受賞者のベッカー・シカゴ大学教授は主張している<sup>27</sup>。ただしその場合、多く稼ごうとする意欲や努力を削ぐリスクは残ろう。また、実際上の所得の範囲を定めることが難しいという問題も指摘されている。

## VI. 日本への示唆

わが国では所得格差が拡大する中で、全ての家計が教育熱心という状況が変わろうとしている。上記の通り、米国では高等教育を通じた人材育成のために、多様な援助主体と援助方法があるが、これら米国の制度や経験の中で、わが国が参考にできることとしては、次の点が考えられよう。

### 1. 学生ローン回収のための施策の導入

米国では連邦政府ローンの債務不履行率を低下させる工夫がなされ、成果を挙げている。わが国でも日本学生支援機構のローン未返還が問題になっており、米国で行われた施策は参考となる。具体的には、返還できない人を減らすという点では、返済の利便性を高めたり、所得連動プランも含め返済プランを工夫することが、返還できるけれども返還しない人を減らすという点では、未返還時に厳しい措置をとることや、回収事業の外部委託やインセンティブの付与等が考えられよう。

### 2. 税制優遇の教育資金積立てプランの創設

また、米国の 529 プランのような税制優遇の教育資金積立てプランの創設は検討に値しよう。日本は米国に比べれば均質社会であり、所得階層を問わず総じて貯蓄率が高い。その

ため、日本では米国よりも多くの方が、税制優遇の教育資金積立てプランのメリットを享受することが期待できるのではないだろうか。

現行制度の下で、将来必要となる子供の教育資金を貯蓄する手段として、一般に広く認識されているのは「学資保険」と「教育積立郵便貯金」であろう。前者は、学資金の準備をしながら保障もセットされているもので、受取額が払込額を下回る商品も少なくない。契約者の加入年齢により保険料が異なり、契約者の年齢制限がある。後者は、教育資金を目的とした積立て貯金で、最大の積立期間である 5 年間積立てても、金利は年率 0.36% (2007 年 1 月 17 日時点) である。また証券会社では、将来必要となる教育資金に備えるため、子供が小さい頃から投資信託を利用した資金運用を推奨しているが、通常の投資信託と扱いは何も変わらない。

少子化に関する調査によると、夫婦が希望する数の子供を持たない理由として「子育て費用が嵩むから」がトップに挙げられており、特に懸念されているのは教育費である。わが国では少子化対策として様々な施策が導入されているが、これまで教育資金を積立てる上でのインセンティブや選択肢が限られていた。それだけに、税制優遇の教育資金積立てプランの創設は広く歓迎されると考えられる。政府の財政負担面を考慮しても、公的制度の運営に比べて導入しやすいのではないだろうか。

### 3. 公的給付奨学金の整備

ただし米国の実証分析によると、税制優遇を通じた学生援助は低所得層には進学促進効果がない。ローンを通じた援助も低所得層には負担感が大きく、負債を抱えること自体を嫌うために進学効果は薄い。進学効果が大きいのは奨学金である<sup>28</sup>。現在の米国連邦政府による学生援助はローンが中心であるものの、奨学金は歴史的に見て重要な役割を果たしており、現在でもその役割は依然として大きい。

これに対し、わが国における政府の学生援助はローンのみである。かつては日本学生支援機構（旧：日本育英会）のローンに対して教職特別免除制度があり、これが実質的には給付奨学金として機能していた側面もあった。しかし現在では同免除制度は廃止され、公的援助の奨学金は存在していない。今後、経済的な格差拡大が予想されることや、教育が備えている格差再生機能を考えると、わが国でも公的給付奨学金の整備を検討すべき時期を迎えているのではないだろうか。

#### 4. 大学全入時代への対応

わが国では18歳人口は1992年に既にピークを迎えた。その後、高卒者の進学率は上昇しているものの、大学の数や定員も増加したため、2007年には高卒進学希望者が必ずどこかの大学には入学できる、いわゆる「大学全入時代」が到来する。

実は米国でも同様の経験があり、1980年から1990年までに18-19歳人口は12%減少した。代わりに米国では、一旦社会に出た人からの大学教育需要が拡大しており、この新たなニーズに対応するため、新しい教育プログラムの導入と、学生援助制度や授業料設定等の見直しが進められてきた。米国では大学の授業料の幅が広い一方、戦略的に大学奨学金を利用し、学生ごとに授業料を変える経営を行っている。独自の奨学金・授業料設定は、強い財務基盤と教育需要があるからこそ可能なものであろう。本稿の趣旨と異なるものの、こうした米国の大学における大衆化段階への対応は、わが国の教育機関にとっても示唆に富もう。

#### 5. 結びにかえて

教育や人的資本形成を巡る問題を考えてゆくと、個別の対応策や試みの是非も重要だが、むしろ問題解決への取り組みが政府や学校といった部門別に行われることが多く、統一

的・横断的な政策体系となっていないことに大きな問題があることに気づく。学校側・政府側双方が人的資本育成に取り組むことは、わが国でも重要であろう。その際、金融サービスを活用することにより人的資本形成支援策の充実を図ることが考えられてもよいのではないだろうか。

- <sup>1</sup> 女性の場合、定年まで働く人の割合が少ないためサンプルバイアスが大きい点に留意する必要がある。
- <sup>2</sup> 労働市場の変化が教育支出へ及ぼす影響を議論したものに、宮本佐知子「教育支出の価値～少子高齢化・格差拡大で進む需要者からの選別～」野村証券マクロ経済レポート No.05-035 がある。
- <sup>3</sup> 日本における遺産の影響や考え方を議論したものに宮本佐知子「遺産相続と家計資産」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2006年秋号がある。
- <sup>4</sup> 連邦政府が拠出した資金を用いて、大学側が奨学金給付やローンを実施する制度。
- <sup>5</sup> ニードベース、進学に必要な金額から家計の所得額を差し引いて計算される必要度合いの尺度を指す。
- <sup>6</sup> ワークスタディ1%分を含む。
- <sup>7</sup> 例えばアラスカ州では奨学金を提供していない。ジョージア州では高校の成績がB以上なら州立大学へ無償で進学できる。一方、ニューヨーク州では経済的必要性を基準に奨学金の給付を決定している。
- <sup>8</sup> 基本的な内容については野村亜紀子「拡大する米国の高等教育資金積立てプラン」野村総合研究所『資本市場クォーターリー』2004年冬号がある。
- <sup>9</sup> 州単位のものとは別に、私立大学グループが運営する、全国単位の授業料前払い型であるIndependent 529 Planもある。
- <sup>10</sup> 例えば、“529 Accounts Go to the Head of the Class,” *U.S. News & World Report*, September 10, 2006.
- <sup>11</sup> 同政権が導入した“*No Child Left Behind*”の基準に達するように教育予算をK-12に優先的に充当していると見られる。
- <sup>12</sup> “*In Tuition Game, Popularity Rises With Price,*” *The New York Times*, December 12, 2006.
- <sup>13</sup> この理由として、情報不足と、自らが借金を負うことを親が嫌がるためと見られている。
- <sup>14</sup> Christopher Mazzeo, “Private Lending and Student Borrowing : A Primer ” prepared for American Enterprise Institute Conference, September 25, 2006.
- <sup>15</sup> First Marblehead 社による。
- <sup>16</sup> Fin Aid の見通しに基づく。
- <sup>17</sup> “*A Test of Leadership: Charting the Future of U.S. Higher Education,*” US Department of Education and

the Secretary of Education's Commission on the Future of Higher Education, September 2006.

- <sup>18</sup> 親の所得等に関する情報をまず、FAFSA (Free Application For Federal Student Aid: 奨学金応募書類) に記入しなくてはならないが、このフォームだけで質問項目が 100 個あり、それを埋めるために必要な情報はそれ以上となる。
- <sup>19</sup> 例えば GAO (政府説明責任局)、OMB (行政管理予算局)、CBO (連邦議会予算事務局) 等。
- <sup>20</sup> Robert Shireman, "Straight Talk on Student Loans," Research & Occasional Paper Series: CSHE10.04, Center for Studies in Higher Education, 2004.
- <sup>21</sup> The Project on Student Debt and the 2003-2004 National Postsecondary Student Aid Study (NPSAS).
- <sup>22</sup> The Becker-Posner Blog, December 03, 2006.
- <sup>23</sup> "As the Volume of Private Loans Soars, Students Feel the Pinch," *The Chronicle of Higher Education*, September 22, 2006.
- <sup>24</sup> 例えば、"Offering Perks, Lenders Court Colleges' Favor," *The New York Times*, October 24, 2006 では、ローン提供会社が大学の学生援助担当者を配偶者付でカリブ海リゾートホテルでの会議に無料で招待したり、学生契約者数が増えればその分ボーナスを学校へ支払う事例を紹介している。
- <sup>25</sup> Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act of 2005.
- <sup>26</sup> 所得情報を毎年提出する義務等が挙げられる。
- <sup>27</sup> 脚注 22 に同じ。
- <sup>28</sup> 例えば Cunningham et.al, "Do Grants Matter?," The Institute for Higher Education Policy, 1998.